

レンタル プライスリスト

レンタル約款

このレンタル約款は、お客様（以下「甲」といいます。）と株式会社 J E C C（以下「乙」といいます。）との間のレンタル契約のうち乙から甲に交付する「お見積書」以下「見積書」といいます。）に対し、甲が当該見積書に対応する「レンタル申込書」以下「申込書」といいます。）を提出することにより、成立するレンタル契約（以下「レンタル契約」といいます。）に適用されます。

第1条（レンタル）

乙は、申込書記載の見積番号が付された見積書に記載のレンタル物件（当該レンタル物件にインストールされ、またはレンタル物件に添付されたソフトウェア、レンタル物件に添付された仕様書、取扱説明書等のマニュアル類を含みます。以下これらを総称して「物件」といいます。）を次条以下の条件で甲に貸貸し、甲は、これを賃借します。

第2条（レンタル期間）

レンタル期間は、甲及び乙が別途合意する場合を除き、申込書記載のとおりとします。

第3条（レンタル料）

甲は、乙に対して申込書記載のレンタル料及びその他代金（運送諸掛、消耗品代、その他費用の合計額をい、以下「その他代金」といいます。）を支払うものとし、そのお支払条件是、本条及び見積書記載のとおりとします。

第4条（レンタル期間の延長）

- レンタル期間は、その満了日の1週間前までに、書面により、甲が乙に対して期間延長を申し出て、乙がこれを承諾した場合、甲が申し出た期間、このレンタル契約と同一条件で延長されるものとし、以降も同様とします。但し、甲が申し出ることのできる延長期間は1週間以上1週間単位の期間とします。
- 前条の規定にかかわらず、延長期間中のレンタル料については、別途乙が算定し、甲がこれに同意した額とします。

第5条（物件の引渡し）

物件は、申込書記載の甲の住所または「ご希望納品場所」（以下「納品場所」といいます。）において、乙または乙の指定した者から甲へ引渡されるものとします。なお、引渡完了の時点は、物件が納品場所に搬入されたときとします。

第6条（担保責任）

- 乙は、甲に対して、引渡時において物件が正常な性能を備えていることを担保し、物件の商品性、及び甲の使用目的への適合性その他の事項については担保しません。
- 甲が物件の引渡しを受けた後、48時間以内に物件の性能の欠陥（当該物件が通常備えているべき正常な性能を備えていないことをいいます。）につき、乙に対して通知を為さなかった場合は、物件は正常な性能を備えた状態で引渡されたものとします。

第7条（保管注意義務）

甲は、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する消耗品及び費用を負担します。また、物件をその本来の使用目的以外に使用することができません。

第8条（物件の使用に起因する損害）

- 物件自体または物件の設置、保管及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲及び甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- 前項において、乙が損害の賠償を余額なくされた場合、甲は、乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- 物件が第三者の持許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他の知的財産権に抵触することによって生じた損害及び紛争について、前二項の定めを準用します。この場合、乙は、紛争の解決のために必要となる協力を行うことができるものとします。

第9条（使用地域の範囲）

- 甲は、物件を日本国内においてのみ使用します。
- 甲が物件を日本国外で使用する場、事前に乙の承諾を得るものとします。その場合、甲は、日本及び輸出関連諸国の輸出関連法規に従って輸出を行うものとします。
- 甲が物件を日本国外で使用する場、第13条及び第14条は適用されないものとします。

第10条（物件の所有権侵害の禁止等）

- 甲は、物件について、次の行為をしてはならないものとします。
 - 物件を第三者に譲渡すること
 - 物件について質権、抵当権及び譲渡担保その他の権利を設定すること
 - 前各号の他、乙の所有権を侵害もしくは制限するような一切の行為を行うこと
 - 物件に貼付された乙の所有権を明示する標識や検査・調査済の標識等を除去、汚染すること
- 甲は、事前に乙の書面による承諾を得なければ、物件について、次の行為をしてはならないものとします。
 - 納品場所以外に移動すること
 - 改造、加工するなど引渡時の現状を変更すること
 - 第三者へ転貸し、または使用占有させること
 - レンタル契約に基づく甲の権利、地位を第三者に譲渡すること

- 甲は、物件について、第三者が権利を主張したり、保全処分、強制執行などにより乙の所有権が侵害されるおそれがある場合には、乙が物件の所有者であることを主張・証明して、物件の保全に努めるとともに、直ちにその事情を乙に報告するものとします。
- 乙または乙の指定した者が物件の現状、稼働、保管状況を自ら点検、調査することを求めたとき、またはこれらに関する報告を求めたときは、甲は、これらに応じるものとします。

第11条（ソフトウェア複製等の禁止）

- 甲は、物件の全部または一部を構成するソフトウェアがある場合、そのソフトウェアに関して次の行為をしてはならないものとします。
 - 有償であるが無償であるを問わず、ソフトウェアの全部または一部を第三者に譲渡し、もしくはその再使用権を設定し、または複製し、第三者に使用させること
 - ソフトウェアの全部または一部を複製すること

- ソフトウェアを変更または改作すること
 - 前3号の他、当該ソフトウェアにつき許諾された範囲を超えて利用または使用すること
- 甲は、ソフトウェアの保管、使用または利用に起因して甲または第三者に損害が発生したときは、賠償責任その他一切の責任を負い、乙に何等の負担をかけるまいものとします。

第12条（物件の滅失・損傷）

物件の引渡しから返還までの間に、甲の責めに帰すべき事由により物件が滅失、盗難、または損傷したときには、甲は、乙に対して書面での旨を通知し、直ちに代替物件の購入代価相当額または物件の修理代金相当額を、乙の請求に従い乙に支払うものとし、その他乙に損害がある場合はこれを賠償します。

第13条（保険）

- 乙は、乙の負担により物件につき動産総合保険を付保します。
- 物件にかかる保険事故が発生したときは、甲は、直ちにその旨を乙に通知するとともに、遅滞なく、乙の保険金受領手続に必要な一切の書類を乙に交付するものとします。
- 前項により、保険金が乙に支払われた場合は、甲は、乙に支払われた保険金を限度とし、当該物件にかかる第12条の債務の支払を免れます。

第14条（物件の交換）

- レンタル期間中、物件に障害（但し、ソフトウェア自体の不具合及びソフトウェアに起因してハードウェアに生じた障害を除きます。）が生じたときは、乙は、その選択により、物件を交換し（但し、設置、調整、データ移行等交換に伴う作業は甲の責任と負担で行うものとします。）、または修理します。物件の交換については乙が契約に沿って適切と認める機種を選定し、納品場所にて交換を行うものとします。その際の交換機について、甲は、見積書記載の物件と異なる場合があることを了承するものとします。
- 前項に定める障害とは、物件に内蔵の電気的・機械的障害に限定し、それ以外の障害（甲の物件操作上の誤り、甲の故意または過失及び天災地変に起因する場合などを含まず。）については、乙は、何ら責任を負いません。
- 本条の物件の交換または修理の申込受付時間は、乙の営業日の午前9時より午後5時までとします。
- 甲は、本条の物件の交換または修理による物件の使用不能に関し、乙に対して、レンタル料の減額や損害賠償など一切の請求をしないものとします。
- 本条の物件の交換または修理に過大な費用または時間を要する乙が認める場合、乙は、レンタル契約を解除することができます。この場合、第16条第2項の支払債務は生じないものとします。

第15条（甲による解約）

- 甲は、レンタル期間中（延長後の期間中も含まず。）いつでも、乙に対して書面により1週間以上の予告期間を設けて通知し、かつ解約日までに、次項記載の未払レンタル料及び差額調整金並びにこれらに係る消費税額、その他レンタル契約に基づく一切の債務を一括して支払うことにより、レンタル契約を解約することができるものとします。但し、次の各号に該当する場合は、解約することではできません。
 - 延長前のレンタル期間が1か月未満で、当該延長前のレンタル期間中の場合
 - 延長前のレンタル期間が1か月以上で当該レンタル期間開始後1か月経過していない場合
- 前項に基づき甲が支払うべき未払レンタル料及び差額調整金は、乙が予め定めた基準に従い計算し、甲がこれに同意した額とします。

第16条（乙による解除）

- 甲が次の各号の一つにでも該当したときは、乙は、催告を要せず、通知のみにより直ちにレンタル契約を解除できるものとします。
 - レンタル料の支払を1回でも怠ったとき
 - 支払を停止したとき、または一切手もしくは手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたとき
 - 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立て、公租公課滞納処分などを受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始等の倒産手続開始の申立てがあったとき
 - 営業の廃止、解散の決議をした、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - 経営が相当悪化した、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - 第26条第1項に反する事実が判明したとき、または第26条第2項に違反したとき
 - 本レンタル約款の条項の一にでも違反し、または甲乙間の他の契約の条項の一にでも違反したとき
- 前項に基づき、レンタル契約が解除されたときは、甲は、物件を乙に返還し、併せて乙の計算による未払レンタル料及び違約金を乙に支払い、その他乙に損害がある場合はこれを賠償します。

第17条（遅延損害金）

甲が、金銭債務の履行を遅延した場合は、乙に対して支払うべき債務額に対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払います。

第18条（物件の返還）

- レンタル期間の満了、解約、解除その他理由の如何を問わずレンタル契約が終了したときは、甲は、直ちに物件を原状に復し（パスワード等のロックを解除すること等も含まず。）、物件及び物件を構成するソフトウェア、仕様書、取扱説明書等のマニュアル類、その他乙が甲に対して引渡したものを乙に返還するものとします。原状回復及び物件返還に要する費用は甲の負担とし、返還場所は乙の指定する場所とします。なお、物件が乙の指定する場所へ搬入されたときに、物件の返還が完了したものとします。
- 甲の都合により、物件の返還が遅れた場合、甲は、返還完了まで遅延月数に応じた月額レンタル料に相当する損害金を乙の請求に基づき乙に支払うほか、レンタル契約の諸条項に従

います。この損害金は1か月単位で計算するものとし、日割計算はしません。

第19条（データ）

- 甲により物件に蓄積されたデータ（電子情報）に関しては、レンタル期間中であるが、甲が乙に物件を返還した後であるにもかかわらず、また物件返還の理由の如何を問わず、乙は、何らの義務及び責任も負担しないものとします。また、甲は、当該データに関し、乙に対して返還、修復、削除、賠償等の請求をせず、かつ著作権、ノウハウ、その他の知的所有権の行使をしません。
- 甲は、前条による物件の返還に際し、物件に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合には、そのデータを消去して返還するものとします。返還を受けた物件にデータが残存する場合、残存するデータの漏洩に起因して甲またはその他の第三者に生じた損害に関して、乙は、一切責任を負わないものとします。

第20条（消費税等）

消費税法の改正によりレンタル料及びその他代金に係る消費税率が改定された場合には、甲は、乙に対して甲が支払うべき金額に改定税率実施日以降の改定税率での消費税額等を加算し、乙に支払うものとし、乙に支払うものとします。

第21条（相殺の禁止）

甲は、レンタル契約に基づき乙に対して負担する債務を、甲が乙に対して現在及び将来有する債権をもって相殺することではできないものとします。

第22条（権利の移転等）

- 乙は、レンタル契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- 乙は、物件の所有権をレンタル契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものと、甲は、これについて予め承諾します。
- 乙は、レンタル契約による権利を守り、もしくは回復するため、または第三者より異議もしくは苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置を取ったときは、物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を甲に請求できます。

第23条（届出事項とみなし送達）

- 甲は、乙から請求があったときは、毎決算期の計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提出するなどして、経営の状況を説明するものとします。
- 甲は、住所、商号、代表者もしくは事業内容が変更となった場合には、乙に対して直ちにその旨を書面で届け出るものとします。
- レンタル契約に関し乙が甲に対して発した書面が、申込書記載の住所、または前項の届出先の住所に差し出されたにもかかわらず、不着または延着となつたときは、通常到達すべきであった時に到達したものとみなし、甲は不適当な延着によって生じた損害または不利益を乙に対して主張することではできません。

第24条（合意管轄）

甲及び乙は、レンタル契約について生じた一切の紛争については、東京簡易裁判所、または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第25条（特記事項）

見積書の特記事項欄に特約の記載がある場合、または甲及び乙が合意のうえ、書面により特約を定めた場合は、その特約は本レンタル約款に優先して適用されるものとします。

第26条（反社会的勢力の排除）

- 甲は、自ら及びその役員が、暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「暴力団等」と総称します。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してと認められる関係を有すること
 - 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること
- 甲は、自らまたはその役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 甲またはその役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくはは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づき表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しない通知のみで、レンタル契約を解除することができ、解除に伴う措置については第16条第2項及び第18条が適用されるものとします。
- 前項の乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負いません。

第27条（本レンタル約款の変更）

甲は、当社ホームページ内に本レンタル約款を掲載して公表することにより、いつでも本レンタル約款を変更できるものとします。なお、乙が変更後も物件を利用したことをもって、変更後のレンタル約款に同意したものとみなします。

レンタルのご利用について

- ✓ お客様がご利用になりたいパソコン等をフレキシブルな期間(最低 1 週間～任意)でご利用いただけるお取引です。
- ✓ レンタルをご利用いただくために、キッティングなどの各種サービスや各種ソフトウェアレンタルなど、社内パソコンの導入から運用・リプレースにいたるまでサービスをご提供します。
- ✓ 急なイベントや、プロジェクトの立ち上げなど突発的なニーズにも対応できます。
- ✓ お客様からスペックをご指定いただき、ご要望を満たす機種を豊富な在庫の中から弊社の手配で迅速にご用意いたします。

ご利用のメリット

- ✓ **簡単・お手軽にご利用いただけます**
期間は 1 週間から、台数は 1 台からご利用いただけます。
- ✓ **突発的なニーズにもご対応いたします**
通常、12時までにお申込みいただけましたら、翌営業日に納品いたします。(一部地域除く)
- ✓ **故障の場合は、迅速に対応します**
万が一故障や破損が発生した場合は、同等スペックの代替品の発送など、迅速に対応いたします。
- ✓ **パソコンのライフサイクルを月額サービスで**
在庫品だけでなく、計画・調達・導入・運用・リプレースといったパソコンのライフサイクル全般をトータルでサポートします。



レンタルご利用の流れ

1 お問い合わせ

お電話・メール・お問合わせフォーム等にてお問い合わせください。お客様のご希望に合わせ、機種・台数・期間などあらゆるご相談に応じます。お見積もりを提示させていただきますので、レンタル料金確認後にお申し込みください。

※弊社を初めてご利用のお客様につきましては、お取引にあたり、事前審査がございますので予めご了承ください。
※レンタル約款をご確認の上、ご利用ください。

2 ご納品

お客様ご希望の納品日・納品場所まで当社指定の運送会社にて配送いたします。運送諸掛は別途お客様のご負担となります。

3 レンタル開始

レンタル物件到着後は機器の確認をお願いいたします。

物件到着後、48時間以内に数量不足・本体の故障・付属品の不足等のご連絡がない場合はレンタルご利用開始とさせていただきます。

4 レンタル料金の支払

請求書を送付させていただきますので、弊社指定の銀行口座にお振込ください。

第1回目のお支払いはレンタル料・運送諸掛・その他費用となります。2回目以降につきましては、レンタル料のみお支払いとなります。

お振込みの際の手数料は、お客様のご負担でお願いします。

5 レンタル期間中

レンタル期間中に、万一故障や破損が発生した場合にはご連絡ください。同等スペックの代替品の発送など、速やかに対応させていただきます。レンタル期間を短縮したい場合、中途解約も可能ですので(1ヶ月未満は不可)まずはご連絡ください。

※中途解約による差額調整金が発生した場合は別途、お支払いいただきます。

6 レンタル延長・満了

レンタル期間満了日が近づきましたら、弊社より期間満了のご連絡を差し上げます。レンタル期間の延長も可能ですので、お申し出ください。

7 レンタル品引取

ご返却の際は、弊社指定の運送会社にて引取させていただきます。

欠品・欠落などがあった場合には、実費をご請求させていただくこともございますので、ご注意ください。

※ご返却時の注意。

お客様にて設定された、BIOSパスワードは必ず解除願います。

また、残っていたデータや、誤って混入された物につきましては、消去、廃棄、処分等に起因して発生する損害に一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

レンタル料金について

- ・レンタル期間1～3ヶ月の料金を【基本料金】としております。
- ・レンタル期間によって、下表の割引率が適用となります。
- ・1週間単位でのお申し込みが可能です。
- ・不明な点につきましては、お気軽にお問い合わせください。

新規 1ヶ月未満ご利用の場合

1ヶ月	基本料金×100%
1週間	基本料金×40% (60%割引)
2週間	基本料金×60% (40%割引)
3週間	基本料金×80% (20%割引)

新規 1ヶ月以上ご利用の場合

1～3ヶ月	基本料金×100%
4～6ヶ月	基本料金×75% (25%割引)
7ヶ月以上	別途お見積もり

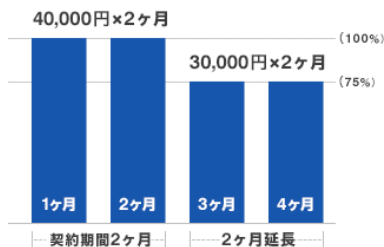
新規のご契約で、レンタル期間が1ヶ月超で月単位に満たない期間は1週間単位で期間の設定が可能です。
その場合の週単位料率は基本料金の25%となります。

【例】1ヶ月3週間の場合⇒基本料金（100%）+ 基本料金×75%（3週間）= 175%

延長について

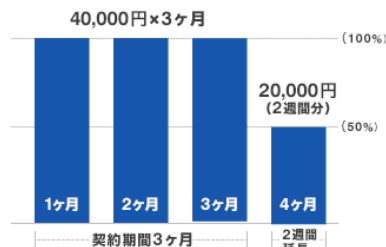
- ・レンタル期間満了日前に、メール・電話等で延長・満了のご確認をさせていただきます。
- ・延長の場合は通算レンタル期間に応じた割引率が適用されます。

例1 基本料金4万円のものを 2ヶ月レンタル後、2ヶ月延長した場合



延長となる2ヶ月は、通算レンタル期間4ヶ月の割引率が適用となりますので、延長分については、1ヶ月あたりのレンタル料金が40,000円×75% = 30,000円となります。

例2 基本料金4万円のものを 3ヶ月レンタル後、2週間延長した場合



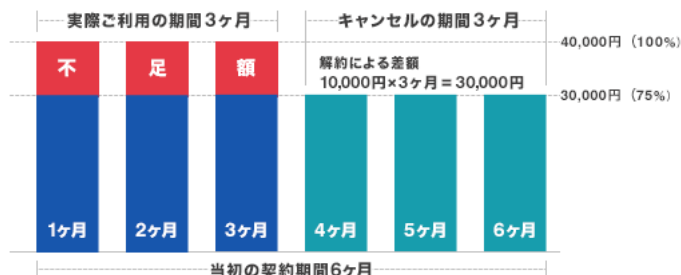
延長の場合の週単位料率は通算レンタル期間の割引率が適用された月額レンタル料金の25%となります。

この場合、通算レンタル期間が4ヶ月に満たないので、レンタル期間3ヶ月の月額料金40,000円×2週間（50%）= 20,000円となります。

中途解約について

- ・レンタル期間中に解約の必要が生じた場合はご連絡ください。
※ご連絡をいただけないと、中途解約の手続きが行えません
- ・解約時点での通算レンタル期間に応じて、料金精算を行います。中途解約されますと、実際にご利用になったレンタル期間の割引率を適用して再計算のうえ、差額分（差額調整金）を申し受けます。1ヶ月未満（週単位）の解約はお受けできませんので、予めご了承ください。

例 基本料金4万円のレンタル物件を6ヶ月契約し、3ヶ月にて途中解約する場合



当初の6ヶ月契約の割引率25%が3ヶ月契約となり割引率0%に変更されます。

解約による再計算額
(40,000円×100%)×3回=120,000円
請求済額
(40,000円×75%)×3回=90,000円

途中解約による差額調整料金 30,000円

レンタルご利用時のご注意点

● 障害発生時について

- 万が一の障害発生時（ソフトウェアに起因する障害は除く）、同等機種のもと無償で交換させていただきます。

● データ消去について

- ご返却時、パソコンのハードディスクのデータにつきましては、お客様の責任により消去をお願いいたします。
- 弊社にてレンタル物件引取後、サービスセンターにてハードディスクのデータ消去を行っておりますが、お引取後のデータにつきましては、責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- 有償にてデータ消去作業をお引き受けし、【データ消去作業実施完了報告書】もしくは【データ消去作業証明書】を発行いたします。費用につきましては、営業担当にお問い合わせください。

● レンタル最低料金について

- 1 契約あたりの最低レンタル料は15,000円とさせていただきます。

● 動産総合保険について

- レンタル品が適正に使用され、十分な管理下にあった場合には、破損・盗難などの事故が発生した時でも、弊社のレンタル品にはすべて動産総合保険を付保しておりますので、安心してご利用いただけます。
必要書類に基づき保険の適用を受けます。(お客様にて必要書類にご記入をお願いいたします)

● 付属品について

- 弊社のレンタル品の付属品は必要最低限なものとなっております。

● レンタル物件の返還時、混入された品物の取扱いについて

- 弊社のレンタル物件をご返却される際、弊社所有のレンタル物件以外の品物を誤って混入されませんようご注意ください。
混入された品物は、弊社到着後 1ヶ月間、一時保管いたしますが、弊社からお客様に対し、混入について別途通知は致しません。
また、混入された品物に対し、上記保管期間内にお客様からのお問い合わせが無い場合は、保管期間経過後に廃棄、処分等を行います。
廃棄、処分等に起因して発生する損害については一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
なお、上記保管期間内において、お客様からのお問い合わせで混入された品物が確認できた場合は、着払いにてお客様指定の返却先に返送いたします。

● その他の注意事項

- ご返却時、BIOSパスワード（管理者パスワード・ユーザパスワード・HDDパスワード・セキュリティチップパスワード・指紋認証等）は必ず解除願います。解除が不可能な場合は、メーカー修理による実費をご請求させていただきますので、ご了承ください。
- レンタル品到着時には必ず動作確認をお願いいたします。
- 到着時に万が一、数量不足、本体の故障、付属品の不足が生じていた場合には、48時間以内にご連絡ください。
- お客様がご利用になるレンタル品は日本国内でのご利用に限らせていただきます。
- お客様が日本国外に持出・輸出される場合は弊社にご連絡下さい。この場合、お客様が輸出者として日本及び輸出関連諸国の輸出関連法規に従って輸出を行うものとします。
- お申込み後に申し込みの取り消しを行う場合、レンタル料金のキャンセル料は発生いたしません、すでに弊社にてレンタル品発送後の場合につきましては、往復の運送料金をお支払いいただきます。
- 契約途中にて機種の変更をする場合は、それまでご利用いただいたレンタル契約を解約していただき、新たなお申し込み（ご契約）となります。
- ソフトウェアレンタルをご利用の場合、ソフトウェアを第三者に転貸することはできません。
- ソフトウェアのレンタル使用権は、レンタル期間中のみ有効です。契約の終了とともに使用権は失効します。
- 個人情報保護方針につきましては、弊社ホームページをご覧ください。
- 価格表一覧に記載の価格には消費税は含まれません。
- レンタル料金・消耗品代金等は経済変動等により、予告なく変更される場合がありますので、予めご了承ください。

レンタルソフトウェアについて

パソコンレンタルご利用時に併せてご利用いただけるソフトウェアです。

お客様がライセンスを保有することなく、ソフトウェアをレンタルPCにインストールしお貸出しもしくは、お客様自身にて、Web上よりダウンロードしていただくことでご利用いただけます。

レンタルソフトウェアご利用のメリット

面倒なライセンス管理が必要ありません。

ライセンスをお客様の資産として保有し、管理することなくご利用いただけます。

最新バージョンのソフトウェアがご利用いただけます。

短期間利用の際にコストをかけずに、最新のソフトウェアがご利用いただけます。

レンタルソフトウェア

商品名	商品内容	バージョン	暦月レンタル料金※	インストール料金
OfficeProfessional	Excel、Word、Outlook、Powerpoint、Access	2013・2016 2019	5,200円	2,000円/台
OfficeStandard	Excel、Word、Outlook、Powerpoint	2013・2016 2019	3,800円	2,000円/台
ウイルスバスター月額版	セキュリティソフト	—	500円	2,000円/台
EndpointProtection	セキュリティソフト	—	500円	2,000円/台

※暦月レンタル料金とは、毎月1日～月末までを1暦月単位とし、月毎に月額レンタル料金をお支払いいただくものです。

ご利用料金例：ウイルスバスター月額版

・4月23日～5月6日まで2週間レンタルの場合

パソコンのレンタル料金は2週間分ですが、ウイルスバスター月額版は、

4月分および5月分の2ヶ月分(500円/暦月×2暦月)の1,000円

が、レンタル料金としてかかります。

サブスクリプション方式ソフトウェア

上記のソフトウェアの他に、サブスクリプション方式のソフトウェアもご利用可能です。

サブスクリプション方式とは、クラウドにて提供されるソフトウェアで、月額・年額・従量課金などご利用いただけます。

取扱例

Office365	Adobe	ウイルスバスター ビジネスセキュリティ	ESET
EndpointSecurity for Business	AUTOCAD	サイボウズOffice	kintone

※詳細につきましては、別途パンフレットをご用意しております。別途、営業にお問い合わせください。

レンタル取扱リスト

LIFEBOOK U9310/D



レンタル料金

基本料金(月額)	41,300
----------	--------

■型コード	0020011060
■メーカー	富士通
■液晶	13.3"TFT(FHD)
■CPU	Core i5-10310U(1.7GHz)
■メモリ	8GB(増設・変更不可)
■ストレージ	256GB SSD(暗号化)
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	無線LAN、マウス、Webカメラ、大容量バッテリー
■重量	約1.14kg

LIFEBOOK A5510/D



レンタル料金

基本料金(月額)	35,000
----------	--------

■型コード	0020011070
■メーカー	富士通
■液晶	15.6"TFT(FHD)
■CPU	Core i5-10310U(1.7GHz)
■メモリ	4GB(最大64GB)
■ストレージ	256GB SSD(暗号化)
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	無線LAN、マウス、スーパーマルチドライブ、Webカメラ、テンキー
■重量	約2.05kg

LIFEBOOK A579/BX



レンタル料金

基本料金(月額)	28,000
----------	--------

■型コード	0020010960
■メーカー	富士通
■液晶	15.6"TFT(HD)
■CPU	Core i5-8265U(1.6GHz)
■メモリ	8GB(最大32GB)
■ストレージ	500GB HDD
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	無線LAN、スーパーマルチドライブ、マウス、テンキー
■重量	約2.05kg

dynabookG83/FP



レンタル料金

基本料金(月額)	36,200
----------	--------

■型コード	0020030490
■メーカー	Dynabook
■液晶	13.3"TFT(FHD)
■CPU	Core i5-10210U(1.6GHz)
■メモリ	8GB(増設・変更不可)
■ストレージ	256GB SSD
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	無線LAN、マウス、Webカメラ
■重量	約0.86g

レンタル取扱リスト

dynabookG83/FP



レンタル料金

基本料金(月額)	40,000
----------	--------

■型コード	0020030480
■メーカー	Dynabook
■液晶	13.3"TFT(FHD)
■CPU	Core i5-10210U(1.6Hz)
■メモリ	16GB(増設・変更不可)
■ストレージ	256GB SSD
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	無線LAN、マウス、Webカメラ
■重量	約0.86kg

dynabookB65/DN



レンタル料金

基本料金(月額)	36,000
----------	--------

■型コード	0020030450
■メーカー	Dynabook
■液晶	15.6"TFT(HD)
■CPU	Core i5-8250U(1.6GHz)
■メモリ	8GB(最大16GB)
■ストレージ	512GB SSD
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	無線LAN、マウス、テンキー
■重量	約2.4kg

dynabookB65/DN



レンタル料金

基本料金(月額)	28,000
----------	--------

■型コード	0020030440
■メーカー	Dynabook
■液晶	15.6"TFT(HD)
■CPU	Core i5-8250U(1.6GHz)
■メモリ	8GB(最大16GB)
■ストレージ	500GB HDD
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	無線LAN、マウス、テンキー
■重量	約2.4kg

Latitude7390



レンタル料金

基本料金(月額)	24,700
----------	--------

■型コード	0020130230
■メーカー	デル
■液晶	13.3"TFT(FHD)
■CPU	Core i5-7300U(2.6GHz)
■メモリ	8GB(増設・変更不可)
■ストレージ	256GB SSD
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	無線LAN、マウス、Webカメラ
■重量	約1.19kg

レンタル取扱リスト

Latitude3590



レンタル料金

基本料金(月額)	16,800
----------	--------

■型コード	0020130220
■メーカー	デル
■液晶	15.6"TFT(HD)
■CPU	Core i5-7200U(2.5GHz)
■メモリ	8GB(増設・変更不可)
■ストレージ	500GB HDD
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	無線LAN、マウス、Webカメラ
■重量	約2.02kg

Let's note SV7



レンタル料金

基本料金(月額)	35,000
----------	--------

■型コード	0030070780
■メーカー	パナソニック
■液晶	12.1"TFT(WUXGA)
■CPU	Core i5-8350U(1.7Hz)
■メモリ	8GB(増設・変更不可)
■ストレージ	256GB SSD
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	無線LAN、スーパーマルチドライブ、マウス、Webカメラ
■重量	約0.999kg

Let's note SV7



レンタル料金

基本料金(月額)	34,500
----------	--------

■型コード	0030070770
■メーカー	パナソニック
■液晶	12.1"TFT(WUXGA)
■CPU	Core i5-8350U(1.7GHz)
■メモリ	8GB(増設・変更不可)
■ストレージ	256GB SSD
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	無線LAN、マウス、Webカメラ
■重量	約0.919kg

SurfacePro6 256GB



レンタル料金

基本料金(月額)	24,500
----------	--------

■型コード	0350390120
■メーカー	マイクロソフト
■液晶	12.3"(2736×1824)タッチパネル
■CPU	Core i5-8350U(1.7GHz)
■メモリ	8GB(増設・変更不可)
■ストレージ	256GB SSD
■OS	Windows10Pro
■備考	タイプカバーブラック・SurfacePen付、Webカメラ
■重量	約0.77kg

レンタル取扱リスト

SurfacePro6 128GB



レンタル料金

基本料金(月額) 21,500

■型コード	0350390110
■メーカー	マイクロソフト
■液晶	12.3"(2736×1824)タッチパネル
■CPU	Core i5-8350U(1.7GHz)
■メモリ	8GB(増設・変更不可)
■ストレージ	128GB SSD
■OS	Windows10Pro
■備考	タイプカバーブラック・SurfacePen付、Webカメラ
■重量	約0.77kg

ProBookG450G5Notebook



レンタル料金

基本料金(月額) 16,300

■型コード	0020120360
■メーカー	HP
■液晶	15.6"TFT(FHD)
■CPU	Core i5-8250U(1.6GHz)
■メモリ	8GB(最大32GB)
■ストレージ	500GB HDD
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	無線LAN、マウス、Webカメラ
■重量	約2.02kg

ProBookG450G5Notebook



レンタル料金

基本料金(月額) 18,100

■型コード	0020120370
■メーカー	HP
■液晶	15.6"TFT(FHD)
■CPU	Core i5-8250U(1.6GHz)
■メモリ	8GB(最大32GB)
■ストレージ	256GB SSD
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	無線LAN、マウス、Webカメラ
■重量	約2.02kg

ESPRIMO D588/T



レンタル料金

基本料金(月額) 22,000

■型コード	0010010580
■メーカー	富士通
■筐体	省スペース
■CPU	Core i5-8500(3.0Hz)
■メモリ	4GB(最大32GB)
■ストレージ	500GB HDD
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	スーパーマルチドライブ
■重量	約5.9kg

レンタル取扱リスト

ProDesk600G5 SF/CT



レンタル料金

基本料金(月額) 16,000

■型コード	0010120700
■メーカー	HP
■筐体	スモールフォームファクタ
■CPU	Core i5-9500(3.0GHz)
■メモリ	8GB(最大64GB)
■ストレージ	500GB HDD
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	スーパーマルチドライブ
■重量	約4.54kg

Optiplex5070



レンタル料金

基本料金(月額) 27,800

■型コード	0010130950
■メーカー	デル
■筐体	スモールフォームファクタ
■CPU	Core i7-9700(3.0GHz)
■メモリ	8GB(最大64GB)
■ストレージ	1TB SSD
■OS	Windows10Pro64bit
■備考	スーパーマルチドライブ
■重量	約5.26kg

24"WUXGA対応液晶ディスプレイ



レンタル料金

基本料金(月額) 8,000

■型コード	0060130310
■メーカー	デル
■型式	U2412M
■解像度	WUXGA(1920×1200)
■輝度	300cd/m ²
■入力	VGA×1、DVI×1、DisplayPort×1
■重量	7.49kg

21.5"FHD対応液晶ディスプレイ



レンタル料金

基本料金(月額) 4,500

■型コード	0061000040
■メーカー	フィリップス
■型式	223V7QJAB/11
■解像度	FHD(1920×1080)
■輝度	250cd/m ²
■入力	VGA×1、HDMI×1、DisplayPort×1
■重量	2.8kg

レンタル取扱リスト

23.8" FHD対応液晶ディスプレイ



レンタル料金

基本料金(月額)	5,200
----------	-------

■ 型コード	0061000050
■ メーカー	フィリップス
■ 型式	243V7QDAB/11
■ 解像度	FHD(1920×1080)
■ 輝度	250cd/m ²
■ 入力	VGA×1、DVI-D×1、HDMI×1
■ 重量	3.5kg

ビジネスプロジェクタ



レンタル料金

基本料金(月額)	32,000
----------	--------

■ 型コード	0210250220
■ メーカー	エプソン
■ 型式	EB-1785W
■ 解像度	WXGA(1280×800)
■ 明るさ	3,200lm
■ 出力	VGA×1、HDMI×1、RCA×1
■ 重量	1.8kg

80インチスクリーン



レンタル料金

基本料金(月額)	15,800
----------	--------

■ 型コード	0300250050
■ メーカー	エプソン
■ 型式	ELPSC28
■ サイズ	80インチ(4:3)

100インチスクリーン



レンタル料金

基本料金(月額)	25,000
----------	--------

■ 型コード	0300250060
■ メーカー	エプソン
■ 型式	ELPSC29
■ サイズ	100 インチ(4:3)

A4モノクロレーザプリンタ



■型コード	0070250170
■メーカー	エプソン
■型式	LP-S380DN
■印刷速度	40枚/分
■給紙	MPTレイ:120枚、用紙カセット:300枚
■インターフェース	1000Base-T、USB
■備考	両面印刷、接続ケーブルは別途、消耗品要
■重量	約14kg

レンタル料金

基本料金(月額)	7,000
----------	-------

A4多機能インクプリンタ(プリンタ・スキャナ・コピー)



■型コード	0090250090
■メーカー	エプソン
■型式	EP-881AW
■印刷速度	約50秒(A4写真用紙<光沢>)
■給紙	フロントトレイ:100枚、リア手差し:1枚
■インターフェース	USB、100Base-TX、無線LAN、IrDA
■備考	両面印刷、USBケーブル1.8m付、消耗品要
■重量	約6.8kg

レンタル料金

基本料金(月額)	12,000
----------	--------

A 4 ビジネスモバイルプリンタ



■型コード	0090250110
■メーカー	エプソン
■型式	PX-S06B
■印刷速度	4ipm
■給紙	リアMPTレイ:20枚
■インターフェース	USB、無線LAN
■備考	マイクロUSBケーブル1.5m付、バッテリー駆動可、消耗品要
■重量	約1.7kg

レンタル料金

基本料金(月額)	9,500
----------	-------

モバイルWi-Fiルータ



■型コード	0301040010
■回線	ソフトバンク
■型式	FS030W
■通信	受信最大:150Mbps、送信最大:50Mbps
■最大接続数	15台
■データ容量	100GB
■備考	月内に100GB以上利用の場合に通信速度制限あり

レンタル料金

暦月額料金(固定)	10,000
-----------	--------

※データ通信端末ご利用の場合は、「レンタル約款」に加え、「モバイルデータ通信ネットワーク利用約款」が適用されます。

※暦月額料金とは、毎月1日～月末までを1暦月単位とし、月毎に月額レンタル料金をお支払いいただくものです。

リモートキittingサービス

～一歩進んだキittingサービス～

JECC-ITテクニカルサービス

「リモートキittingサービス」は、作業員が訪問しお客様環境で行う設定作業を、弊社サービスセンターから開設するVPN回線を通じて行うサービスです。

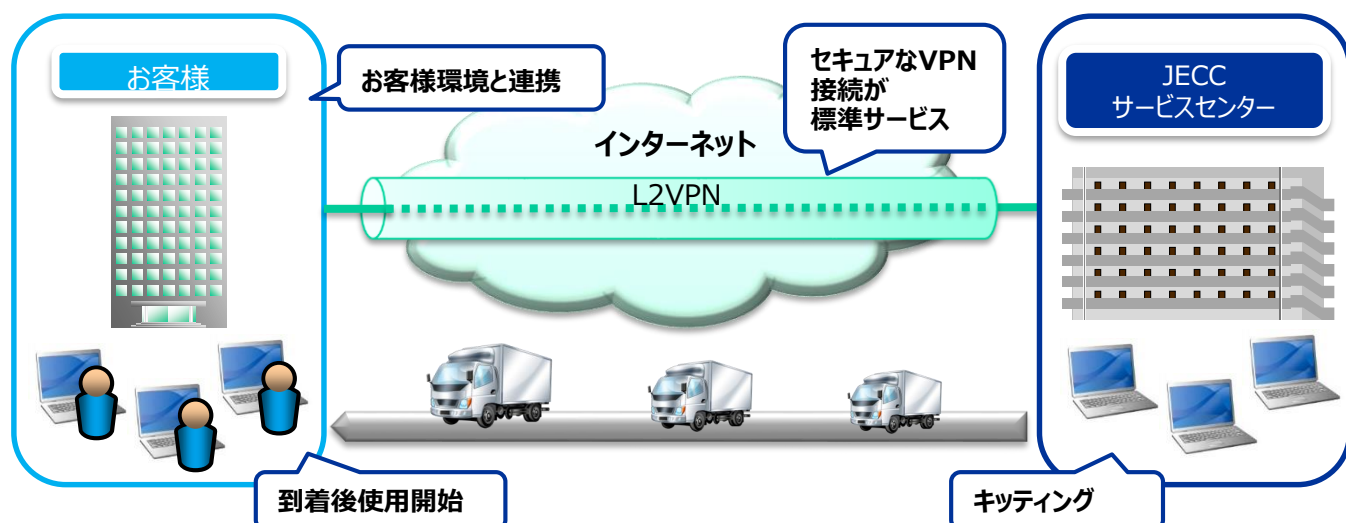
キitting項目

- ドメイン参加、プリンタ設定
- メール、グループウェア設定
- お客様がリモートにより個別設定
- お客様がリモートにより設定結果確認

メリット

- 担当者様の作業負荷を削減
- 利用者毎の個別設定作業を削減
- 作業スペースの確保が不要
- 担当者様の設定結果確認作業を削減

キittingを施したパソコンの配布・使用開始が短期間で可能



※WindowsPC(Windows7/8.1/10)に対応

ネットワーク環境

- お客様既存のインターネット環境を利用
- お客様とのネットワーク接続（VPN回線開設）は、弊社貸出のVPN機器の設置のみ
- HTTPSプロトコル（443）を使用したセキュアなL2VPN接続を確立
- 弊社サービスセンターに、お客様専用のLANを用意

提供価格（税別）

項目	提供価格（税別）
リモートアクセスサービス初期費用（ネットワーク）	110,000円
リモートアクセスサービス月額費用（ネットワーク）	45,000円
キitting費用	個別見積

この他にもキittingメニューをご用意しています。

開梱・仕分け

開梱や付属品の仕分け作業

クローニング

マスタ機をもとに同一仕様のパソコン複数台作成

個別設定

お客様固有の個別設定

現地設置

設置・設定および既存機器の撤去等

株式会社 JECC

<http://www.jecc.com>



事業内容
電子計算機の賃貸

株主
富士通株式会社
日本電気株式会社
株式会社日立製作所
株式会社東芝
沖電気工業株式会社
三菱電機株式会社

本社

〒100-8341 東京都千代田区丸の内3-4-1

LCM営業部 LCM営業課

TEL:03-3216-3878 FAX:03-3216-3860

JECCサービスセンター

〒339-0077 埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込参番446-1

カンダコーポレーション岩槻物流センター1号棟

TEL:048-792-0612 FAX:048-792-0613

月曜日～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始除く)